

令和4年4月1日 姫路市危険物審査基準 改正概要

全般的に改正となりますが、法令改正、消防庁通知以外の事項で、改正前後で運用が異なる主なものは下記のとおりです。

- 1 屋外にある20号タンクの支柱について、耐火性能を免除する要件として当該支柱の付近で発生した火災を有効に消火できる第3種の消火設備を設けることとしながら、当該第3種消火設備が移動式か固定式かについての規定がありませんでしたが、固定式に限定しました。
また、消火設備に限定することなく固定式の散水設備でも認めることとしました。
- 2 屋外にある20号タンクの放爆構造を免除する要件の一つとして、当該タンク周囲で発生した火災から当該タンクを冷却するための設備をフォームヘッド方式の第3種泡消火設備又は第3種水噴霧消火設備に限定していましたが、固定式消火設備又は固定式散水設備で認めることとしました。
- 3 危険物を取扱う配管の範囲について、同一機器どうしに接続される配管（ホース含む。）及び固定されていない容器に投入されるホースは危険物を取扱う配管としてみなさないこととしました。例えば、工作機械の内部に設けられるホースがこれに該当します。
- 4 危険物を取扱う配管の支持物について、「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」として、散水設備を設ける場合が規定されいながら、当該散水設備が移動式か固定式かについての規定がありませんでしたが、固定式消火設備又は固定式散水設備で認めることとしました。
- 5 変電所等の一般取扱所について、S.40.9.10 自消丙予発第148号通知により当該一般取扱所の位置、構造及び設備の技術基準を緩和する特例を認めていましたが、火災予防上の観点から、変電所等に係る技術基準を緩和する合理的な理由がないため、当該特例を認めないこととしました。
- 6 部分規制の一般取扱所における消火設備について、危険物の規制に関する規則第33条第1項第1号に規定する「一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）」は、区画による部分規制のみを対象としていましたが、空地による部分規制も含むよう改めました。

- 7 屋外タンク貯蔵所における放爆構造を免除する要件として、貯蔵する危険物の化学反応等によってタンクの圧力が異常に上昇しないこと、及びタンクに固定式冷却散水設備又は固定式消火設備を設けることを追加しました。
- 8 給油取扱所における給油行為について、自動車等の範囲を見直し、自動車等は自走するか否かに関わらず、危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものが自動車等に該当すると規定しました。
- 9 消火設備について、機器架台下部のうち条件に適合する場合は消火設備を免除する規定を追加しました。
- 10 消火設備の所要単位について、建築物その他の工作物の所要単位に対する消火設備の設置個数に加えて、危険物の所要単位に対する消火設備を設置することを規定しました。
- 11 電気設備に対する消火設備について規定しました。